

「豚コレラまん延防止のための緊急的な消毒等の実施」

愛知県告示第 436-2 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 30 条の規定に基づき、次の区域において豚を所有する者に対し、次のように消毒方法等を実施することを命ずる。

愛知県知事 大 村 秀 章

- 1 実施の目的
本県における緊急的な豚コレラのまん延防止
- 2 実施する区域
愛知県内全域
- 3 実施の期日
令和元年 8 月 9 日から同年 9 月 12 日まで
- 4 実施方法
次に掲げる方法。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。
 - (1) 消毒方法
消石灰の農場内（施設周囲及び農場敷地内）散布
 - (2) ねずみ、昆虫等の駆除方法
農場内での殺鼠^そ剤及び殺虫剤の散布等